

## (仮)大和市文化芸術振興条例(骨子案)の考え方

### 1. 「目的」について

文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割、施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

目的として掲げている「心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現」とは、文化芸術振興基本法の目的である「心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現」を踏襲しています。

第8次大和市総合計画でも、芸術や文化活動によって、基本目標である「豊かな心を育むまち」の実現を目指すこととしています。

ちなみに神奈川県文化芸術振興条例では、「真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな県民生活の実現及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展」としています。

### 2. 「基本理念」について

文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性・創造性、文化芸術活動の多様性を尊重する。

文化芸術の振興に当たっては、伝統的な文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造する。

文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力・連携する。

大和市の文化芸術を振興するうえで特に強調したい理念を3つ掲げています。

は、法や他自治体の条例でも必ずと言っていいほど謳(うた)っているもので、個人の自主性・創造性を尊重して表現の自由を保障すること、また同時に幅広い分野に及ぶ文化芸術の多様性を尊重することを、文化芸術振興の原則とするものです。

は、文化芸術の振興にあたっては、伝統的な文化芸術や文化財を後世に継承することと、新しい文化芸術を生み育てることは、どちらか一方に偏ることなく、双方をバランス良く進めていくという考え方です。

「未来に向け」は、大和市の輝かしい未来を創るためには、新しい文化や芸術を創造し市の文化力を高めていくことが必要であり、それを強調する言葉として入れたものです。この考え方は、総合計画でも「これまで築きあげてきた歴史と固有の文化とともに、大和の新しい文化を形づくり」と示されています。

は、文化芸術振興には市民と市(市議会、執行機関)の協力、連携が欠かせないものですので、両者がともに手を携えていくという考え方です。実際には、主役であ

る市民を市がサポートするという形が基本になると考えています。

### 3. 「市民の役割」について

市民は、自らが文化芸術の担い手であることを認識し、文化芸術の創造及び発信に努める。

市民の役割は、基本理念で、市民と市（市議会、執行機関）は協力・連携することを掲げていますので、それを進めるうえでの役割分担を示す規定です。

行政も情報発信や施設整備など文化芸術に関する環境の整備を進めますが、文化芸術活動の主役である市民が、自ら発信して広めていくことが文化芸術の振興には欠かせないという考え方です。

「責務」ではなく「役割」としたのは、その言葉から受けるイメージによるところが大きく、文化芸術振興基本法の審議過程でも議論があった文化芸術活動に対する「行政の不介入」を意識したものです。「責務」とすると、行政が条例によって市民の文化芸術活動に干渉しているという危惧を抱く人もいるとの配慮から、「役割」という柔らかい表現を用いました。

### 4. 「市の役割」について

市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

市は、市民が文化芸術に触れ、文化芸術の創造に関わることができるよう環境の整備を図る。

市は、文化芸術の振興を図るために文化芸術活動を行う者及び団体、企業、国、神奈川県等と連携する。

文化芸術振興基本法では、次のように地方公共団体の責務を規定していますので、この規定を受ける形で、市の役割を定めました。

(地方公共団体の責務)

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

法でいう「地方公共団体」とは、憲法第93条で規定するとおり、執行機関だけでなく議会も含まれます。また、地方公共団体の長や議員を選挙で選ぶ住民も含まれるとも解されます。

大和市自治基本条例では、「市」を「住民、市議会及び執行機関によって構成され

る……」と規定していますので、「地方公共団体」＝「市」となり、主語は「市」となります。

は、さまざまな施策のバランスを考慮しながら（総合的に）計画的に文化芸術の振興に関する施策を進めることを市の役割としたものです。

は、市の役割として「環境の整備」を掲げたものですが、これには次のようなものが該当します。

- ・市民が文化芸術に触れるためのイベント開催や情報の提供を行うこと
- ・ホール、ギャラリーなどをはじめ活動の場となる施設を整備すること
- ・文化芸術活動や芸術家に対する支援を行うこと
- ・文化財を保存し、伝統文化を継承すること

は、１．基本理念（＝基本的な考え）では、市民と市（市議会、執行機関）の協力・連携により、文化芸術の振興を図るとしていますが、これに対して、ここでいう「連携」は手段であり、文化芸術施策を実施するときは、必要に応じて、芸術家などの専門家、文化芸術団体、企業、国、県、他自治体などと連携して効果的に進めることを市の役割として定めたものです。

## 5. 「子どものための施策推進」について

市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、文化芸術に対する理解を深めるための施策を推進する。

子どものための施策推進を規定したのは、大和市の将来を担う子どもたちに、文化芸術に触れることで豊かな人間性を育んでもらいたいという願いからです。

第8次総合計画でも、「子どもが生き生きと育つまち」という目標を掲げており、平成21年4月の組織改編では「子ども部」も創設されていますので、この条例でも子どもに対する施策を積極的に進めることを決めました。

e モニターアンケートでも、子どもに対する施策推進を進めるべきという声が圧倒的多数を占めました。

## 6. 「多文化共生のための施策推進」について

市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進する。

厚木基地を抱え、インドシナ難民の定住促進センターが存在していた大和市には、現在も多くの外国人が暮らしています（人口割合で県内3位）。このため大和市民は国際化を肌で感じており、これは他市にはない特徴です。

このような大和市は、文化芸術を国際的な視野でとらえ、単に国際交流や文化交

流だけでなく、お互いの文化を認め合いながら対等の立場でともに暮らすという多文化共生社会を目指すべきと考えます。

大和市多文化共生会議では、多文化共生を「広い意味で、国籍、民族、性別、年齢が異なる様々な文化や個性を持った人々が、互いの違いを認めながら、社会の一員として社会全体を豊かにしていくこと」と定義しています。

## 7. 「文化芸術振興計画」について

市長は、文化芸術振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大和市文化芸術振興基本計画を策定する。

市長は、大和市文化芸術振興基本計画を策定しようとするときは、大和市文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

大和市文化芸術振興基本計画は、文化芸術に関する総合計画の分野別計画として、市の施策を担う重要な計画の一つとなります。計画には、(1)文化振興に関する基本方針、(2)環境整備に関する基本計画、(3)文化芸術活動に対する支援措置などを定めます。

この計画づくりにあたっては、さまざまな意見が必要であり、また公正で透明な手続きにより策定されるべきですので、審議会で意見を聴くことを定めたものです。

## 8. 「文化芸術振興審議会」について

附属機関として大和市文化芸術振興審議会を置く。

委員数は10人以内、任期は2年とする。

審議会は、(1)文化芸術振興基本計画の検討、(2)文化芸術振興施策の推進を主な役割とします。

審議会は、原則公開ですが、個人情報扱う場合などは、大和市民参加推進条例の規定により非公開となる場合もあります。

審議会の運営に関することは別に規則に定めます。

## 9. 「委任」について

条例の施行に関し必要な事項は別に定める。

条例に定めのないことは、規則や要綱などに定めることを規定したものです。